

# I 調査の説明

## 1 調査の趣旨と沿革

人事院は、国家公務員法等の規定に基づいて、国家公務員の給与が適正に定められるよう、民間における給与、生計費その他について調査研究を行う責務を有している。このため、給与については、公務員と類似の仕事をしている民間事業所の従業員の給与と、公務員の給与とを直接比較できる資料を定期的に得ることが必要である。民間事業所の従業員の給与については、各方面において種々の調査が行われており、人事院としても必要に応じて参考としているが、公務員給与と直接対比するための資料としては、何よりも重要な職種別の給与水準の把握という面で必ずしも十分とはいえないものがある。そのため、この目的に最も適合するような内容と方法をもって、人事院が独自に実施してきているのが「職種別民間給与実態調査」である。

この調査は、昭和23年7月に第1回が行われ、毎年1回（昭和25年は2回）実施されており、今回は数えて71回目に当たる。初期のころは、戦後の社会経済の変動期に対応した調査の揺らん期であって、調査内容、調査時点、調査対象事業所の規模等についても、一定ではなかったが、回を重ねるにつれて次第に規模も拡大し、特に昭和28年調査からは、それまで人事院と各都道府県及び五大市の人事委員会が、それぞれ別個に行っていた大同小異の調査を合わせて一本とし、これら人事委員会と合同して調査に当たることとなり、調査規模も飛躍的な発展を遂げた。その後、昭和31年に仙台市人事委員会、39年に北九州市人事委員会、47年に札幌市、川崎市及び福岡市の各人事委員会、48年に沖縄県人事委員会、54年に特別区人事委員会、55年に広島市人事委員会、平成4年に千葉市人事委員会、平成7年に熊本市人事委員会、平成12年に和歌山市人事委員会、平成15年にさいたま市人事委員会、平成17年に静岡市人事委員会、平成18年に堺市人事委員会、平成19年に新潟市及び浜松市の各人事委員会、平成21年に岡山市人事委員会、平成22年には相模原市人事委員会が調査に加わり、現在は69の人事委員会と共同で調査に当たっている。

調査対象とする事業所の規模は、昭和38年までは事業所規模50人以上、平成17年までは企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上としてきたが、平成18年からは、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上とした。調査対象産業は、従来、官民の給与比較の対象としている事務・技術関係職種の従業員が少数であると考えられていた産業を除外していたが、調査の精確性を確保しながらできるだけ広く民間給与の実態を把握し、より適正に公務の給与に反映させるために、平成25年からは、対象を全産業に拡大した。調査対象従業員の範囲は、平成18年からスタッフ職等の従業員を含め、平成26年から、基幹となる役職段階（部長、課長、係長、係員）が置かれている事業所において、部長と課長の間など、それぞれの役職の間に位置付けられる従業員を含めることとした。なお、調査方法、調査内容についても年々検討を加え、現在では、特色ある給与調査の一つとして、民間企業等における給与決定の基礎資料としても広く活用されている。

参考までに、これまで行った調査の概要を示すと第1表のとおりである。

## 2 調査の特色

はじめにも述べたとおり、この調査は、適正な公務員給与を決めるためにその比較対象となる民間給与についての基礎資料を得ることが大きな目的であるので、公務と共通する職務に従事する民間事業所の従業員の給与を調査することが必要である。すなわち、職種別給与調査ということがこの調査の大きな特色であるが、その主な点を挙げれば次のとおりである。

- (1) 公務と共通する職務をとらえ、その職務の内容、責任の度合い等によって調査職種を設定し、これら細分された各職種に該当する従業員について調査を行っていること。
- (2) 職種としては、事務及び技術関係に重点をおくとともに、教員、医師、看護師等特殊な職種も把握していること。
- (3) 給与額については、給与総額のほか、その内数として時間外手当及び通勤手当についても調査集計していること。
- (4) 集計は、企業規模別、学歴別、年齢別に行っていること。
- (5) 個人別調査以外に、賞与支給額、諸手当の制度等給与に関する事項について事業所単位の調査を併せて行っていること。
- (6) 集計結果は、一般職国家公務員の給与に関する報告と勧告の基礎資料とする関係上、調査終了後、わずか1か月半の間に集計公表されていること。

## 3 調査及び集計方法

この調査の対象となる母集団事業所は、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の全国の民間事業所となっており、その全部について短期間に調査することは不可能であることから、標本事業所を抽出して調査している。抽出に当たっては、これら事業所を各都道府県、政令指定都市、特別区及び和歌山市別（以下「都道府県等別」という。）に企業規模、産業等によって層化した上で無作為に標本事業所の抽出を行っている。なお、母集団事業所については、事業所の新設、廃業、拡大、縮小、合併などの事業所の変化を適切に把握する必要があることから、毎年、調査に先立ちこれら事業所の名称、所在地、従業員数などを確認し、そのリストを作成することとしている。

調査の内容は、公務と類似する職種に該当する従業員について4月分の給与等を個人別に調査することを主体とし、諸手当の制度等の調査も併せて行っている。これらの調査に際しては、正確を期するため、調査員が各事業所に赴いて、給与担当者に直接面接して行う実地調査としている。

個人別の調査職種については、該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行っている。

集計については、その一部を独立行政法人統計センターに依頼している。なお、集計の際、総計や平均値の算出は、全て事業所と従業員の抽出率の逆数を乗じ母集団に復元した形で行い、特定の規模や産業に片寄った結果が出ることをないよう配慮している。

## 4 本年の調査の概要

### (1) 調査の範囲

ア 地域 全国

イ 事業所 平成29年4月分の最終給与締切日現在において、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所。ただし、次の経営形態に属する事業所は含まれていない。なお、事業所の産業分類は企業の分類による。

(ア) 政府機関及びその関係機関

(イ) 地方公共団体及びその関係機関

(ウ) 大使館・領事館及び国際連合等の関係機関

(エ) 企業組合等

ウ 産業 全産業

エ 従業員 常時勤務する従業員のうち期間を定めず雇用されている者（年齢が61歳以上の者を含む。）をいい、臨時の者を除く。ただし、(3)イ従業員別調査事項に関する調査においては、定年退職し、定年前の雇用条件が解消され、新たな雇用契約により雇用期間を定めて定年年齢が60歳の同一企業又はグループ企業（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第2項の特殊関係事業主に限る。）に雇用されている従業員のうち、定年前従業員と同じ勤務時間の者についても調査対象とする。なお、取締役等の役員は全て除外している。

オ 調査指定職種 76職種（うち初任給関係職種 18職種）。その定義は、Ⅱ統計表の表5備考欄に掲げられている。

### (2) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出 前記(1)に該当した57,673事業所を都道府県等別に産業、企業規模等によって915層に層化し、これらの層から12,367事業所を無作為に抽出した。そのうち調査の完結した事業所の内訳は、第2表及び第3表のとおりである。

イ 従業員の抽出 調査事業所において初任給関係職種（33,715人）以外の調査指定職種に該当する従業員が多数に上るときは、それから更に抽出した従業員（495,083人）について調査を行った。なお、初任給関係職種以外の調査の対象となる従業員の推定数は4,043,232人である。

第2表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	10,777	1,909	1,240	1,205	4,496	1,927
農業、林業、漁業	22	0	0	0	10	12
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	731	130	94	110	235	162
製造業	4,547	582	554	533	2,038	840
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	1,823	415	222	165	685	336
卸売業、小売業	942	147	112	131	423	129
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	469	195	80	46	114	34
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	2,243	440	178	220	991	414

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が97所、調査不能の事業所が1,493所あった。
- 2 調査対象事業所12,367所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所97所を除いた12,270所に占める調査完了事業所10,777所の割合(調査完了率)は、87.8%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第3表 地域別、企業規模別調査事業所数

地 域	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
地 域 計	事業所 10,777	事業所 1,909	事業所 1,240	事業所 1,205	事業所 4,496	事業所 1,927
北 海 道 ・ 東 北	1,346	212	134	144	561	295
関 東 甲 信 越	2,424	490	298	263	944	429
東 京 都	904	186	118	140	346	114
中 部	1,597	267	204	200	642	284
近 畿	1,578	295	213	192	653	225
中 国 ・ 四 国	1,455	230	127	139	675	284
九 州 ・ 沖 縄	1,473	229	146	127	675	296

(注) 各地域に含まれる道府県は、次のとおりである。

「北海道・東北」…北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

「関東甲信越」……茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県

「中部」……………富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

「近畿」……………滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

「中国・四国」……鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

「九州・沖縄」……福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(3) 調査項目

ア 事業所単位別調査事項

(7) 事業所に関する事項（平成29年4月分最終給与締切日現在）

- ① 事業所名
- ② 事業所所在地
- ③ 産業分類の基礎となった主な事業内容
- ④ 本店・支店の別
- ⑤ 企業全体の常勤の従業員総数
- ⑥ 事業所の常勤の従業員総数
- ⑦ 調査指定職種別従業員数

(イ) 給与等に関する事項（特に断りのない限り、平成29年4月分の最終給与締切日現在（4月遡及改定分を含む。））

- ① 賞与及び臨時給与の支給従業員数及び支給総額（平成28年8月から平成29年7月までの状況）
- ② ①の該当月及び平成29年4月のきまって支給する給与の支給従業員数及び支給総額
- ③ 本年の採用状況
- ④ 本年の給与改定及び賞与の支給の状況等
- ⑤ 住宅手当の支給状況等
- ⑥ 時間外労働の割増賃金率の状況
- ⑦ 家族手当の支給状況
- ⑧ 定年退職後の継続雇用制度等の状況

イ 従業員別調査事項（特に断りのない限り、平成29年4月分の最終給与締切日現在（4月遡及改定分を含む。））

(7) 初任給関係職種

- ① 学歴
- ② 採用者数
- ③ 初任給月額

(イ) 初任給関係職種以外の調査指定職種

- ① 年齢（平成29年4月1日における満年齢）
- ② 学歴
- ③ 性
- ④ きまって支給する給与総額
- ⑤ 時間外手当額
- ⑥ 通勤手当額

(4) 調査期間

平成29年5月1日から同年6月16日まで

第1表 調査実施状況

調査年次	調査時点	調査職種数	標本事業所数	調査実人員
	年月	職種	事業所	人
第1回	昭和23. 7	25	391	427
第2回	24. 4	45	1,776	3,781
第3回	25. 5	66	784	14,399
第4回	25. 9	100	1,592	82,483
第5回	26. 3	42	771	7,432
第6回	27. 3	60	1,116	38,049
昭和28年	28. 3	76	4,741	96,528
昭和29年	29. 3	72	4,647	160,429
昭和30年	30. 3	68	4,374	132,260
昭和31年	31. 3	63	4,477	123,236
昭和32年	32. 3	57	4,688	123,574
昭和33年	33. 3	116	6,128	128,260
昭和34年	34. 3	93	6,321	346,512
昭和35年	35. 4	83	6,202	273,269
昭和36年	36. 4	88	6,248	324,653
昭和37年	37. 4	87	6,524	367,319
昭和38年	38. 4	88	6,751	369,786
昭和39年	39. 4	91	5,369	399,452
昭和40年	40. 4	91	6,325	457,018
昭和41年	41. 4	91	6,555	445,093
昭和42年	42. 4	91	6,682	446,005
昭和43年	43. 4	91	6,846	473,989
昭和44年	44. 4	91	6,987	505,101
昭和45年	45. 4	91	7,157	534,276
昭和46年	46. 4	91	7,204	547,897
昭和47年	47. 4	91	7,252	542,488
昭和48年	48. 4	91	7,433	541,489
昭和49年	49. 4	91	7,367	558,486
昭和50年	50. 4	91	7,328	521,903
昭和51年	51. 4	91	7,443	487,197
昭和52年	52. 4	91	7,499	505,075
昭和53年	53. 4	91	7,564	500,655
昭和54年	54. 4	91	7,594	495,805
昭和55年	55. 4	91	7,624	513,887
昭和56年	56. 4	91	7,599	535,881
昭和57年	57. 4	91	7,624	535,679

調 査 年 次	調 査 時 点	調 査 職 種 数	標 本 事 業 所 数	調 査 実 人 員
	年 月	職 種	事 業 所	人
昭 和 58 年	昭和58. 4	91	7,624	521,939
昭 和 59 年	59. 4	91	7,634	516,768
昭 和 60 年	60. 4	91	7,654	522,635
昭 和 61 年	61. 4	91	7,664	539,988
昭 和 62 年	62. 4	91	7,684	531,229
昭 和 63 年	63. 4	91	7,684	532,246
平 成 元 年	平成元. 4	91	7,647	566,193
平 成 2 年	2. 4	91	7,662	609,648
平 成 3 年	3. 4	91	7,652	650,770
平 成 4 年	4. 4	91	7,672	653,046
平 成 5 年	5. 4	91	7,677	613,625
平 成 6 年	6. 4	91	7,672	507,657
平 成 7 年	7. 4	90	7,527	459,989
平 成 8 年	8. 4	90	7,677	496,115
平 成 9 年	9. 4	94	7,652	495,608
平 成 10 年	10. 4	94	7,592	500,549
平 成 11 年	11. 4	94	7,566	473,871
平 成 12 年	12. 4	94	7,556	461,844
平 成 13 年	13. 4	94	7,546	441,971
平 成 14 年	14. 4	94	7,886	395,310
平 成 15 年	15. 4	94	8,054	361,484
平 成 16 年	16. 4	77	8,143	359,348
平 成 17 年	17. 4	76	8,280	354,256
平 成 18 年	18. 4	76	10,174	430,686
平 成 19 年	19. 4	78	10,154	428,916
平 成 20 年	20. 4	78	11,037	443,867
平 成 21 年	21. 4	78	11,100	463,712
平 成 22 年	22. 4	78	11,135	454,619
平 成 23 年	23. 4	78	10,497	432,255
平 成 24 年	24. 4	78	11,085	468,656
平 成 25 年	25. 4	78	12,510	493,471
平 成 26 年	26. 4	76	12,358	502,806
平 成 27 年	27. 4	76	12,311	500,331
平 成 28 年	28. 4	76	11,711	494,805
平 成 29 年	29. 4	76	12,367	528,798